



2023年4月20日

各 位

会 社 名 コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証プライム)
代表者名 代表取締役社長 山 田 茂
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 伊達 英理子
TEL (03) 3798-3101

株主提案の受領に関するお知らせ

当社は、2023年6月に開催予定の第8回定時株主総会に関し、当社株主である株式会社シティインデックスイレブンスから、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の2023年4月19日付けの書面を受領しましたのでお知らせいたします。

本株主提案の内容は、以下のとおりです。

本株主提案に対する当社取締役会の意見につきましては、慎重に検討・審議のうえ、決定し次第、速やかに開示いたします。

本株主提案の内容

※提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第1 提案する議題

取締役（監査等委員である者を除く。）1名選任の件

第2 提案の内容（議案の要領）

取締役（監査等委員である者を除く。）1名の選任を提案します。取締役候補者は、次のとおりです。

〔氏名〕

渥美 陽子（あつみ ようこ）

〔生年月日〕

1984年3月12日

〔略歴及び他の会社の代表状況〕

2009年12月

弁護士登録

2010年1月

西村あさひ法律事務所入所
2011年12月
J. P. モルガン証券株式会社法務部出向
2014年6月
法律事務所ヒロナカ入所
2017年10月
あつみ法律事務所開設 代表弁護士
2019年6月
株式会社廣濟堂 社外取締役
2019年9月
株式会社キッズライン 社外監査役（現任）
2020年12月
渥美坂井法律事務所弁護士法人麴町オフィス 代表弁護士
2021年6月
大豊建設株式会社 社外取締役（現任）
2023年1月
あつみ法律事務所 代表弁護士（現任）

〔重要な兼職の状況〕

あつみ法律事務所 代表弁護士
株式会社キッズライン 社外監査役
大豊建設株式会社 社外取締役

〔所有する当社株式数〕

0株

(注)

1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外取締役候補者であります。

第3 提案の理由

- 1 前記第1及び第2記載の議案（以下「本議案」といいます。）を提案した株主（以下「提案株主」といいます。）は、当社の企業規模や当社が現状評価されているバリュエーション（PER約3倍から6倍）と再生エネルギー事業の業界バリュエーション（PER約25倍）との比較から、当社の再生エネルギー事業子会社については上場させて、他人資本を調達・活用し、スケールする必要があることを訴えてきました。提案株主は、当社の株価が継続的にPBR1倍を超えていくには、本来あるべき価値で評価されていない当社の再生エネルギー事業子会社については上場企業として株主価値の最大化を目指すことが、当社にとってもより高い株主価値向上につながるものと考えており、これについては当社取締役会において真摯に議論されるべきで

あると当社取締役会に提案してきました。

再生エネルギー事業子会社の上場については、当社と一定の資本関係を残すのか、残すとすればどの程度残すのか、資本関係の異動にスピノフ税制を用いるのかといった資本関係上の課題、経営資源・人材・ノウハウなどの事業上の関係を残すのか、残すとすればどのようなものを残すのかといった事業上の課題、いつ上場をするのかという実施のタイミングについての課題など様々な検討課題があると考えており、提案株主は特定の手法にこだわるものではありません。当社取締役会は、当社の企業価値・株主価値向上に最も資する選択は何かという観点から、再生エネルギー事業子会社の上場について真摯に議論を行い、その結果を公表すべきであると考えております。

しかしながら、当社は、2023年3月23日に公表した第7次連結中期経営計画の中で示された「再生エネルギー事業をバリューチェーン全体で成長させていくことこそが当社の企業価値最大化につながる」という考え方に固執し、再生エネルギー事業子会社の上場について取締役会で真摯に議論する姿勢を見せようとしません。

そこで、提案株主は、「再生エネルギー事業子会社の上場について当社取締役会で真摯に議論し、その議論の結果を公表すること」を公約とする旨を表明している弁護士 渥美陽子氏を取締役候補者とする本議案を提案する次第です。上記候補者が当社の社外取締役を選任されることにより、再生エネルギー事業子会社の上場についての議論を含め、当社の企業価値・株主価値向上を実現するための真摯な議論が当社取締役会で行われることを期待しています。

加えて、候補者は、コーポレートガバナンスに関する高い知見と経験を有しており、また、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要となる助言を行うことができ、当社の企業価値・株主価値の向上についてはすべてのステークホルダーの利益向上に貢献していただけるものと判断いたします。

以上